

農地の有効活用に向けて 集落営農組織づくりと鳥獣害対策

御杖村農業委員会

1. 御杖村の農業の概要

御杖村は奈良・三重両県にまたがる地形によって構成されており、東北部から東部にかけては、三重県津市美杉町に、南部は松坂市飯高町に接し、本村の50%以上は三重県との境界線となっています。

村の総面積は79.63平方キロメートルで、うち森林面積が89%を占めており、農地は狭小で一戸当たりの平均耕作面積は39アールと少ない。

農業生産は水稲作とともに、雨除けハウスによるほうれん草栽培を中心とした、高原野菜の産地確立に取り組んでいますが、農業従事者の高齢化及び後継者不足により生産力が向上しない状況です。

また、シカ・イノシシ・サルなどの有害鳥獣による被害が拡大していることから、その対策に向け現在村全体として取組を進めているところです。



2. 農業委員会の取り組み

本村では、拡大する有害鳥獣の被害から農作物を守り、農業者の生産意欲を衰退させないため、中山間直接支払交付金事業等その他国・県の事業を活用し、平成18年度から平成23年度にかけて、村内各地域で40kmの金網獣害柵を設置してきたところです。

しかし、「この範囲では到底被害を防ぎきれない。」という意見が農業委員会にも届けられ、農地パトロールによる結果においても、獣害柵の不十分な箇所や未設置の箇所が多数見受けられ、その対策に悩んでいる農家の方が多数おられるとの報告があり、農業委員が中心となり地元要望を取りまとめ、御杖村鳥獣害防止対策協議会との連携により、平成24年度から順次32kmの金網獣害柵の設置に向け事業を進めて行くこととなりました。

しかし、獣害柵設置により被害は防げたとしても、高齢化や後継者不足の問題は直ぐに解消することはできません。

農業経営の安定化と健全な農村環境の維持、更には農業従事者の高齢化や後継者不足の解消には、集落営農組合の組織化が必要不可欠な課題です。

このような観点から、平成18年度には菅野地区に、平成22年度には神末地区にそれぞれ集落営農組合が組織され、地元農業委員がその中心的な役割を担っています。

神末地区に組織された集落営農組合「アグリみつえ」では、地区内耕作放棄地の発生防止に向け、利用権設定により農地集積を推進し、水稻作付けとともにWC S用稲（稲発酵粗飼料）を作付けし、米の生産調整にも大きく貢献して頂いています。

集落営農組合の結成により、耕作放棄地の解消や担い手不足の問題が解消した訳ではありませんが、現時点での一定の成果は得られたと考えています。

今後も村を始めとする関係団体との連携を図りながら、耕作放棄地の発生・拡大防止、新規就農者の確保に向け取り組みを強化していきたいと考えています。

